

公益財団法人北海道市町村振興協会評議員会運営規程

平成24年4月27日 規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）の定款に定めがあるもののほか、この法人の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 理事長及び常務理事並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 この法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第4条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第180条第2項の規定により、評議員が裁判所の許可を得て評議員会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事が招集する。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集の通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、定款第18条の規定によるものとする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(議題の付議)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第19条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、理事に対し、当該議題にする事項の報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般法人法第184条の規定による評議員提案に関する場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第11条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を得て、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第12条 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第13条 理事又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることによりこの法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決議の方法)

第14条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決することによる。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わるできない。

3 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決)

第15条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言

し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、評議員、理事又は監事を選任する議案を採決するときは、各候補ごとに採決するものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第16条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印又は電子署名をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第19条 理事長は、欠席した評議員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行する。